

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立泉丘小学校

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、豊かな人間関係の深まりを求めていくことを生活指導の重点とし、保護者と連携した子ども理解、規範意識の涵養、一人ひとりを大切に作る集団づくり、他人を思いやる豊かな子どもの育成などをすすめているが、日常生活の中でのからかいやあだ名などの言葉や行動がいじめに通じていることに気がつかない児童が多い。児童にはいじめは絶対許さないという認識を持たせ、また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないものであることを認識させる。

教職員はすべての児童が安心して学校生活をおくれるよう丁寧な教育活動に取り組み、いじめは「どの学級どの学校でも起こりえるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない」という基本認識に立つ。全教職員が「いじめは絶対許さない— すべての児童がいじめを行わない、いじめを受けている児童を放置しない、いじめ問題に全力を挙げて取り組む —」という強い姿勢で臨む。

本校の教育目標のめざす子ども像「仲間とともにのびる子ども、自ら考え、行動する子ども、責任感が強く、根気のある子ども」の実現に向けて日々実践するとともに、学校・家庭・地域が連携していじめの未然防止をはかりながら、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、本校のいじめ防止基本方針を定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ不登校対策委員会」(特設委員会)

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導担当者、各学年代表、養護教諭、人権教育担当者、※スクールカウンセラー等

※必要に応じて出席を要請する。他にスクールソーシャルワーカー、教育相談員等も同じ。

(3) 役割

・未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

・早期発見・事案対処

いじめの相談・通報を受ける窓口。

いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。

いじめに係る情報があったときに、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有を行う。

被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施。

・学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組に関する役割

教職員の資質向上のための校内研修

年間計画の企画と実施・点検

学校いじめ防止基本方針の見直し

各取組の有効性の検証

4 年間計画（別添1）

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

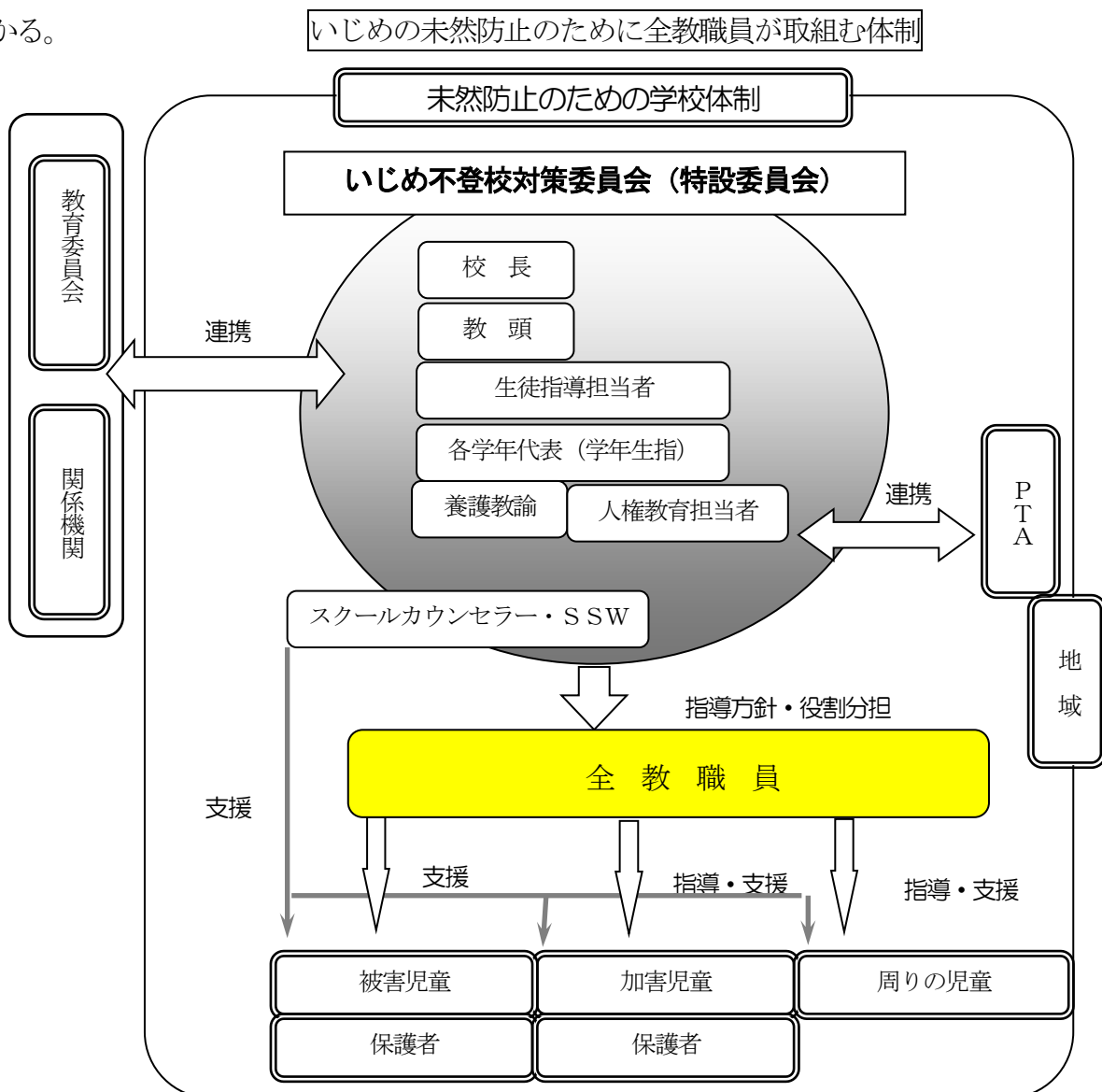
いじめ対策委員会は、定例会を学期ごとに1回、事案が発生した場合はその都度開催し、迅速な対応をはかると同時に、いじめ解決に向けての会議を行う。対策委員会では取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめを未然に防止するために、学校で子どもと教職員がよい出会いができ、互いにふれあいを大切にし、深い愛情と信頼で結び付いた豊かな人間関係を深める。あらゆる場面で児童一人ひとりが認められ、互いに思いやれる関係づくりに取り組む。また、みんながわかる授業を展開し、基礎的・基本的な学力の定着や応用面などの学力向上をはかっていく中で、学習活動での達成感・充実感を味わわせ、自己肯定感・自尊感情を育むよう努め、いじめを生み出さない土壌づくりに取り組む。また、児童がいじめ問題について考え、議論する等の活動に取り組む。

保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と早期発見・早期解消に向けての連携をはかる。



## 2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめの未然防止をはかるために、以下のように努める。

### ○ 教職員

- ・「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」が必要なことを理解する。
- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い姿勢を、さまざまな場面（人権参観・人権朝会・人権お話し会や生活目標など）において児童に示す。
- ・児童同士の潤滑油としての役割を自覚し、児童一人ひとりが自己実現をはかれるように、子どもが主役の学級経営に努めるとともに、児童が自己肯定感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育・人権教育や学級指導の充実をはかる。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職・いじめ不登校対策委員会への報告や学年等で問題を共有し、組織的な対応を心掛ける。
- ・日常のあらゆる場面で人を傷つける言葉遣いや立ち振る舞いがあればすぐに指導する。全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・一人ひとりを大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・充実感を味わわせる。

### ○ 児童

- ・いじめ問題に関する取り組みの多様化をはかり、児童会等で児童自身の手による取り組みをはかる。
- ・いじめを起こさない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションをはかる能力を育てることが必要である。そのために、人の話を聞く態度を育成し授業では自分の考えや思いを伝えるために、発表の仕方や話し合い活動などを通してコミュニケーション能力の育成をはかる。
- ・どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高める。見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解する。その上で、いじめを見たらとめたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわかる。

### ○ 保護者・地域

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談する。
- ・学校の諸活動や児童の様子について、積極的に知る。

(2) いじめが生まれる背景を踏まえた指導上の注意点

- ・分かりやすい授業づくりを進めるために、教材研究、学年での話し合い、校内研修、自主研修などにより自己のキャリアアップをはかる。児童が授業についていけない焦りや劣等感などがストレスにならないように一人ひとりを大切にしたい授業づくりなど日々の授業改善や工夫をはかる。
- ・ストレスに適切に対処できる力を育むためにそれを他人にぶつけるのではなく、運動、スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習させる。
- ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払い、また子どもの話にしっかり耳を傾ける。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

- ・班活動を中心にした話し合い活動を通じて、自分の考えを相手に伝えたり他の人の考えを聞いたりすることで、互いを認め合い何でも話し合える集団づくりに努める。(子どもの居場所づくり・子どもの意見が尊重される学校づくり・きょうだい学級)
- ・相手の立場や気持ちを理解し、自己表現力をつける。(車いす・アイマスク体験)
- ・自分や人のもの、公共物を大切にする。(学校の環境づくり)

(4) 児童が自らいじめについて学び、対処する方法を身につけるため、特別活動や道徳などを通じて規範意識や集団のあり方などについての学習を深める。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめの早期発見には、普段からの教職員の連携が不可欠である。週一回職員朝会で児童の様子を報告する「児童理解」は学級や学年を超えた児童の共通認識をはかり、いじめ対応の共通した対応や取り組みができる。教職員は児童を見守り、学校生活の隙間の時間における児童教職員の緊密な情報交換、児童からの情報提供など常にアンテナを高く保持しておくことが早期発見につながる。また、学校に来にくい児童や不登校傾向の児童についてはその原因を把握するとともに学校に来られるよう働きかける。いじめの早期発見は児童の話をしっかり聞くことから始まるということを教職員が認識することが大切である。

## 2 いじめの早期発見のための措置

### (1) 実態把握の方法

- ・定期的にアンケート「すこやか調査」の実施。
- ・日常的に児童の日記や自由帳を注意深く見る。
- ・休み時間等の授業以外の様子から子どもの日常を観察する。

### (2) 保護者・地域と連携して児童を見守る

- ・連絡帳、電話、家庭訪問、PTAの会議、地域の会議などで情報を収集する。
- ・小中連携・地域（校区健全育成会、民生委員など）と情報共有する。

### (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制

- ・市教育センター派遣臨床心理士による教育相談の制度を活用する。
- ・学校評価など第三者による評価により適切に体制が機能しているかなど、定期的に点検する。

### (4) 学校ホームページ、学校便りなどにより、相談体制を広く周知する。

### (5) 保護者から担任への教育相談等で得た児童の個人情報の対外的な取扱い

- ・児童の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分留意する。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

#### 【いじめの「解消」について】

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」とは、少なくとも、次の2つの要件が必要とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情を勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。3か月を目安にモニタリング。

・心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安。

・被害の重大性等から長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

・教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視（モニタリング）し、期間が経過した段階で判断を行う。

・行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視（モニタリング）する。

## ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

・被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により現認する。

・学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに、管理職、いじめ不登校対策委員会、学年代表や生徒指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ・不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

児童数の多さや日常の忙しさからいじめ問題に丁寧な対応ができず、解決の糸口が見えにくくなり、保護者との話し合いが進展せず、事態が膠着することもある。また、深刻ないじめの場合は複雑な対応が必要となることがあるので、組織として児童に対応し、多くの目、いろいろな角度から対応できる体制にする。

③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

③ いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてSSW、スクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となっ



て児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、LINE やタブレット等ネット上の問題や情報モラルに関する学習をすすめる。
- (4) ネット上のいじめへの対応については、日々対応事案が変化しているため、「ネット上のトラブル及びいじめ」については、教職員の定期的な研修を行う。

## 第5章 その他

- 本校の児童はほとんど第十七中に進学する。いじめは一旦解消したと見えてもいつ再発するかわからないので、小学校と中学校の連携や小学校同士の連携を密にし、情報を共有することが必要である。特に、小中連携を強化し、好ましい人間関係を築くことでいじめの再発が起こらないようにする。そのためには小中合同研修などにより教職員の意識改革を促し、中学校の職場体験、入学体験（クラブ体験）、小学校同士の交流、などを行う。
- 「ネット上のトラブル及びいじめ」について、保護者への啓発に努める。

平成26年（2014年）3月7日

平成29年（2017年）11月2日（改訂）

令和4年（2022年）6月10日（改訂）

令和6年（2024年）3月21日（改訂）